

問題行動への対応チャート

大阪府教育庁資料に基づき作成

いじめ・暴力行為・問題行動を発見したり、本人・保護者・友人等から報告を受けた					
レベルⅠ	レベルⅡ	レベルⅢ	レベルⅣ	重篤な事象	緊急・重篤な事象
◆チャイム着席 ◆軽微な服装違反 ◆不要物所持 など	◆無断欠席・遅刻 ◆反抗的言動 ◆頭髮違反 ◆自転車通学 ◆他校訪問 ◆軽微な授業妨害 など	◆攻撃的な言動 ◆エスケープ ◆家出・無断外泊 ◆深夜徘徊 ◆喫煙 ◆飲酒 など	◆軽微な窃盗行為 ◆著しい授業妨害や器物 破損 ◆生徒間暴力 ◆対教師暴力 ◆恐喝 ◆火遊び など	◆窃盗行為 ◆痴漢行為 ◆無免許運転 など	◆危険物所持 ◆違法薬物所持 ◆放火 ◆強盗 など

学年主任・生徒指導担当者等は管理職と生徒指導主事に報告する。

その場で解決する事象

☆警察と連携が必要な事象については、レベルに関わらず警察への相談や通報を行う。
☆被害者・保護者の意向（警察への相談・通報・被害届の提出等）をよく効き、適切に対応する。

生徒指導部会の開催

(→対応レベルを協議し、対応の検討と役割分担を行う)
☆役割分担（生徒からの聴取・聴取後の対応・保護者対応等）
☆状況把握（事実を時系列で整理および記録）
☆対応方針の検討と確認

教育委員会に状況を随時伝え、連携して対応を図る（報告書提出）

学校だけでは対応できない事象

対応レベル①	対応レベル②	対応レベル③	対応レベル④	対応レベル⑤	対応レベル⑥
現認した教員を含む複数の教員で対応し、速やかに解決するレベル。	担任・学年主任・学年生徒指導担当者が注意・指導を行うレベル。	管理職・生徒指導部を含めた学校全体で共通理解を図り指導・改善を行うレベル。	関係諸機関と連携して校内での指導を行うレベル。	教育委員会が主導的役割を担い、関係諸機関と連携して校外での指導を行うレベル。	学校・教育委員会から警察・福祉機関等、外部機関に対応の主体が移るレベル。
一人で情報を抱え込まない。	担任・学年教員で対応し、解決を図る。	担任・学年教員とともに、管理職・生徒指導主事が指導する。（同じことが繰り返されないよう保護者を交えて指導する）	管理職が警察・サポートセンター・中央子ども家庭センター・補助員・保護司等と連携し、指導計画を立て学校で指導するとともに、保護者にも働きかけて指導する。	教育委員会が保護者に対して「学校の管理運営に関する規則（第29条）に則り、生徒の出席停止を行い、指導計画に基づき、家庭・校外で指導する。（学校教育法第35条）	教育委員会が主導で警察・福祉機関・児童福祉施設等と学校の連携を図り、対応する。

学年会議で情報共有

ひらかた学校支援チーム（弁護士・学識者・校長経験者・警察OB・福祉の専門家・心理の専門家）の支援要請

SSWスーパーバイザー（より専門性の高い福祉の専門家）、スクールアドバイザー（より専門性の高い心理の専門家）の支援要請

大阪府教育委員会緊急支援チームの派遣要請

※再発防止に向けて
■継続的な観察・指導
■保護者との連携
■関係諸機関との連携

改善が見られた場合、校内での対応を継続し、見守る

留意事項

- ◆対応は、教育委員会への報告・相談を大切に、レベルⅡ・Ⅲでも警察と必要に応じて連携を図ることが考えられる。
- ◆レベルⅠ～Ⅳは学校主体の対応だが、校長が問題行動をどのレベルの行為として扱うかの判断に迷う場合、教育委員会に相談する。
- ◆いかなるレベルであっても同様の問題行動を繰り返す場合、ひとつ上の重いレベルとして対応する。
- ◆生徒間暴力・対教師暴力等は、レベルⅢ以上に位置づけ、警察等と連携し、毅然とした姿勢で対応する。